



公正取引委員会  
Japan Fair Trade Commission

スマホソフトウェア競争促進法の施行状況について

# これまでの経緯（主な出来事）

## 平成30年（2018）

6月：「**未来投資戦略2018**」→プラットフォーム型ビジネスの台頭に対応したルール整備のため、基本原則を定め、これに沿った具体的措置を早急に進める

7月：「**デジタル・プラットフォームを巡る取引環境整備に関する検討会**」の立上げ（公正取引委員会、経済産業省及び総務省）

12月：「**プラットフォーム型ビジネスの台頭に対応したルール整備の基本原則**」→透明性及び公正性を実現するための出発点として、大規模かつ包括的な徹底した調査による取引実態の把握を進める

## 令和元年（2019）

1月：公正取引委員会デジタル・プラットフォームの取引慣行等に関する実態調査開始

9月：**内閣官房デジタル市場競争本部（デジ本部）**の設置

## 令和2年（2020）

4月：**公正取引委員会デジタル市場企画調査室**の設置

5月：「**特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律**」成立

## 令和3年（2021）

4月：「**特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律**」運用開始

4月：デジ本部 デジタル広告市場の競争評価 最終報告

6月：デジ本部 モバイル・エコシステムに関する競争評価の開始

10月：公取委 モバイルOS等に関する実態調査開始（対外公表）

## 令和5年（2023）

2月：公取委 モバイルOS等に関する実態調査報告書

6月：デジ本部 **モバイル・エコシステムに関する競争評価 最終報告**

## 令和6年（2024）

6月：「**スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律**」成立

## 令和7年（2025）

12月：「**スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律**」全面施行

## 令和8年（2026）

略称：スマホソフトウェア競争促進法（MSCA）

令和6年 6月 成 立（令和6年法律第58号）  
令和6年12月 一部施行  
令和7年12月18日 全面施行

- 第一章 総則（第1条・第2条）
- 第二章 特定ソフトウェア事業者の指定等（第3条・第4条）
- 第三章 指定事業者の義務
  - 第一節 指定事業者の禁止行為（第5条～第9条）
  - 第二節 指定事業者の講ずべき措置（第10条～第13条）
  - 第三節 指定事業者による報告書の提出等（第14条）
- 第四章 違反に対する措置等
  - 第一節 調査等（第15条～第17条）
  - 第二節 排除措置命令等（第18条～第30条）
- 第五章 差止請求、損害賠償等（第31条～第41条）
- 第六章 雑則（第42条～第48条）
- 第七章 罰則（第49条～第58条）

第一条 この法律は、我が国においてスマートフォンが国民生活及び経済活動の基盤としての役割を果たしていることに鑑み、スマートフォンの利用に特に必要な特定ソフトウェアの提供等を行う事業者に対し、特定ソフトウェアの提供等を行う事業者としての立場を利用して自ら提供する商品又は役務を競争上優位にすること及び特定ソフトウェアを利用する事業者の事業活動に不利益を及ぼすことの禁止等について定めることにより、**特定ソフトウェアに係る公正かつ自由な競争の促進**を図り、もって国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

- スマートフォンが急速に普及し、国民生活及び経済活動の基盤となる中で、スマートフォンの利用に特に必要な特定ソフトウェア（モバイルOS、アプリストア、ブラウザ、検索エンジン。これらを総称して「特定ソフトウェア」という。）の提供等を行う事業者は、特定少数の有力な事業者による寡占状態である。
- 特定ソフトウェアに係る市場においては、当該事業者の競争制限的な行為によって、公正かつ自由な競争が妨げられている。一方、これらの市場については、新規参入等の市場機能による自発的是正が困難であり、また、独占禁止法による個別事案に即した対応では立証活動に著しく長い時間を要するとの課題があることから、公正かつ自由な競争を回復することが困難である。
- こうした状況を踏まえ、スマートフォンの特定ソフトウェアについて、セキュリティの確保等を図りつつ、競争を通じて、多様な主体によるイノベーションが活性化し、消費者がそれによって生まれる多様なサービスを選択できその恩恵を享受できるよう、競争環境を整備する必要がある。

# スマホソフトウェア競争促進法の規制の概要（禁止行為と遵守義務）

指定事業者に対する規制		正当化事由	規制の実効的な運用のための手続						
			行政処分		罰則		私訴等		
			是正措置	課徴金納付命令	命令違反	確定命令違反	差止請求	無過失損賠	緊急停止命令
禁止行為	①取得したデータの不当な使用の禁止【5条】	-	-	-	過料50万	[個人] 拘禁刑2年 罰金300万  [法人] 罰金3億  [代表者] 罰金300万	○	○	○
	②アプリ事業者に対する不公正な取扱いの禁止【6条】	-	-	-					
	③他のアプリストアの提供妨害の禁止【7条1号】	○	排除措置命令	20%					
	④モバイルOSの機能の利用妨害の禁止【7条2号】	○							
	⑤他の課金システムの利用妨害の禁止【8条1号】	○	確約手続あり	-					
	⑥リンクアウト、ステアリングの制限等の禁止【8条2号】	○		-					
	⑦他のブラウザエンジンの利用妨害の禁止【8条3号】	○		-					
	⑧自社のソーシャルログインの利用強制の禁止【8条4号】	-	-	-					
	⑨検索結果の表示における自社優遇の禁止【9条】	-	-	-					
遵守義務	①取得データの使用条件等の開示に係る措置【10条】	-	勧告 ↓ 命令	-	[個人] 罰金100万  [法人] 罰金100万	-	-	-	-
	②取得データの利用者に対する移転に係る措置【11条】	-							
	③デフォルト設定の変更、選択画面の表示に係る措置【12条1号イ・2号】	-							
	④追加インストールの同意、アンインストールに係る措置【12条1号ロ】	-							
	⑤仕様変更等の開示、期間の確保等に係る措置【13条】	-							
その他	公正取引委員会への報告を理由とした不利益取扱いの禁止【15条2項】	-	-	-	-	-	-	-	

# スマホ法による変化①：選択画面（チョイススクリーン）の導入

## Apple (iPhone)

### ブラウザ



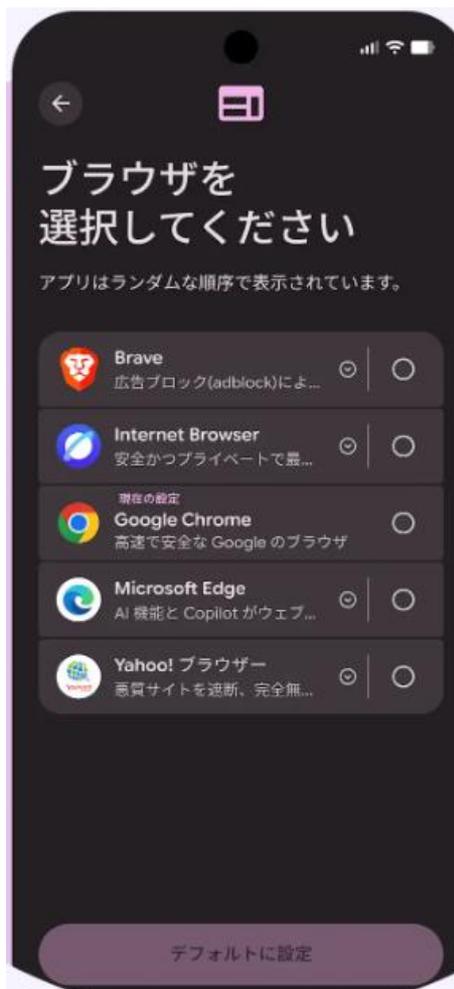
### 検索

(Safari上の検索役務)



## Google (Android端末)

### ブラウザ



### 検索

(検索アプリ&Chrome上の検索役務)



※ 公取委職員員のiPhone上で確認したもの（令和7年12月15日時点）

※ <https://www.android.com/choicescreen/msca/>（令和7年12月17日閲覧）より抜粋

## スマホ法による変化②：Apple/Googleのアプリストア関係手数料等一覧

項目	Apple		Google	
代替アプリストア	不可	(代替アプリストア又は代替アプリストア経由で配布されたアプリに係る売上の) <b>5%</b>	手数料なし	手数料なし
代替決済	不可	(代替決済を通じて販売された売上の) <b>21%</b>	不可 (非ゲームアプリは手数料26%又は11%で可)	(代替決済を通じて販売された売上の) <b>26%</b> (小規模事業者等は11%)
外部誘導 (文字列のみの誘導)	不可	<b>手数料なし</b>	不可 (アプリ内課金を行わない消費専用アプリなら可)	<b>手数料なし</b>
外部誘導 (リンクアウト)	不可 (リーダーアプリは手数料なしで可)	(リンク後7日以内の外部ウェブストアでの売上の) <b>15%</b> (リーダーアプリは手数料なしで可)	不可	(リンク後24時間以内の外部ウェブストアでの売上の) <b>20%</b> (小規模事業者等は10%)
標準となる料率	30%	<b>26%</b>	30%	30%

# OS機能の開放に向けた対応

次のとおり、指定事業者において、他の事業者からOS機能の同等の性能での利用を求めるリクエストを受け付けて対応するものと承知しています。指定事業者へのリクエストの提出についてご検討ください。

- **Apple社**：デベロッパ向けウェブサイト  
(<https://developer.apple.com/jp/support/interoperability-requests/>) 上のリクエストフォームを通じてリクエストを受け付け。



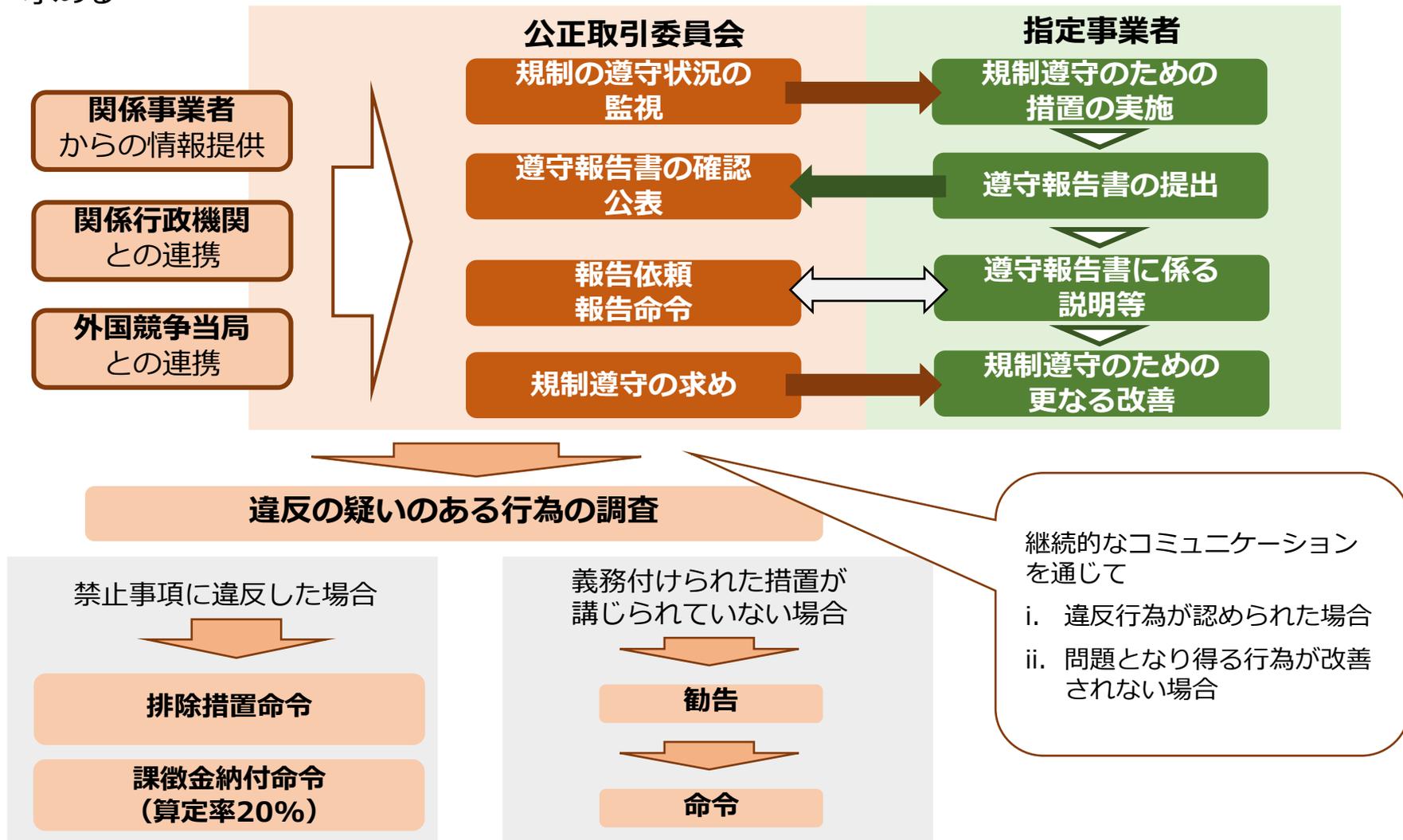
- **Google社**：従前のデベロッパとのコミュニケーションツール等（例えばGoogle Issue Tracker (<https://source.android.com/docs/setup/contribute/report-bugs?hl=ja>参照)）を通じてリクエストを受け付け。

もし、指定事業者にリクエストしたにもかかわらず、特段の理由もないのにリクエストを拒否されるなどして、依然としてOS機能を同等の性能でアプリの提供に利用できない場合には・・・

⇒法に違反する事実があると思うときは、リクエストに対する指定事業者の対応状況等の詳細について、以下のフォームから公正取引委員会に報告（申告）いただくようお願いいたします。

「スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律」に係る申告フォーム  
<https://www.jftc.go.jp/sumaho/madoguchi/shinkoku.html>

- 指定事業者やアプリ事業者等のステークホルダーと継続的に対話しながら、ビジネスモデルの改善を求める



## ・ 選択画面についてのリーフレット、ポスターの作成、特設サイトの開設

## ・ 広報動画の作成

## ・ SNSを通じた周知

## ・ インターネット広告

# 第2回 デジタル競争 グローバルフォーラム

2nd Global Forum on Digital Competition  
~ Policies and Enforcement for Harmonization, Innovation, and Growth ~

日時 2026年 1月30日[金] 10:00~16:00

会場 イイノカンファレンスセンターRoomA

東京都千代田区内幸町2-1-1 飯野ビルディング4階  
Iino Building 4F, 2-1-1 Uchisaiwaicho, Chiyoda-ku, Tokyo 100-0011  
IINO CONFERENCE CENTER Room A

参加申し込みはこちら➡



日英同時通訳あり  
With simultaneous  
Japanese-English interpretation

オンライン配信あり  
Live streaming available

参加無料  
Free admission

お問い合わせ Inquiry E-mail 2nd\_global\_forum@jtbcom.co.jp

公正取引委員会  
Japan Fair Trade Commission

➤ デジタル競争グローバルフォーラム  
各国・地域の競争当局職員や関係省庁、研究者、  
実務家、関係事業者等によるパネルディスカッ  
ションを実施

(参加者) 欧州委、英CMA、米FTC及びDOJ、豪ACCC、  
韓国KFTC、ドイツBKA、シンガポールCCS、フィリピンPCC、  
カナダCBC、タイTCCT、インドネシアKPPU、インドCCI、  
OECD、Microsoft、Apple、Google、OpenAI等

第1回 R7.1.31開催

第2回 R8.1.30開催

